

65歳以上の人に 令和元年度 介護保険料の 決定通知書を送ります

令和元年度の市町村民税などをもとに、介護保険料の計算を行い、その決定通知書を7月下旬に郵送します。できる限り所得の状況に配慮した、きめ細かな保険料とするため、市町村民税や世帯の状況などによって保険料額が決定されます。

介護保険制度では、特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービス利用時の自己負担割合が増えるほか、一時的に介護給付が差し止めになるなどの制限が生じます。介護保険制度は、皆さんから納付していただく保険料で成り立っている制度です。保険料納付についてご理解とご協力をお願いします。

■納付の方法

継続して年金天引きで納めている方

今回決定した年間保険料額から4・6・8月に天引き(仮徴収)した保険料を差し引いた金額を、10・12・2月に年金天引き(本徴収)で納めます。

納付書、口座振替などで納めている方

8月から3月まで、納付書または口座振替などで納めます。

■年金天引きについて

年間18万円以上の高齢(退職)、障害、遺族年金を受給している人は、年金天引きとなりますが、新たに65歳になったときや、広域連合外の市町村から転入したときは、年金天引きの開始が半年～1年後となりますので、それまでは納付書や口座振替などで納付してください。

※口座振替を利用されると納め忘れもなく安心です。ぜひ、ご利用ください。

※災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。

●問い合わせ先
福岡県介護保険広域連合(総務課 収納管理係)
TEL 092-981-9071

7月は国民年金の保険料 免除期間の更新月です!

国民年金の保険料免除期間は毎年6月までとなっております。保険料免除の継続利用を希望する方は必ず申請をしてください。

もし、保険料の免除を受けずに未納のままの状態では、障がいを負ったり、死亡といった不慮の事態が発生したりすると、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けとることができない場合がありますのでご注意ください。

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

生活用水給水施設整備補助金

平成30年度から上毛町生活用水給水施設整備事業補助金を新設しました。

この補助金は、生活用水給水施設(井戸、ボーリングなど)を新設する費用の一部を助成する制度です。また、既設ポンプの設置替えについても、条件を満たす場合は助成を行います。年度内に設置をお考えの方はお早めにお申し込みください。

※なお、簡易水道の給水区域内は、対象外となります。

浄化槽設置整備補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため浄化槽の設置を推進しています。浄化槽は、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水をそれぞれのご家庭できれいにするものです。現在、町では設置補助金を増額しています。年度内に設置をお考えの方はお早めにお申し込みください。

※なお、農業集落排水事業区域内は対象外となります。

■補助金額

5人槽	600,000円
7人槽	840,000円
10人槽	1,200,000円

農業集落排水事業のお知らせ

農業集落排水事業は、水質を保全して生産性の高い農業と活力ある農村社会の形成を目的としています。

現在、ハッ並・吉岡、土佐井地区(一部を除く)が供用開始されており、ハッ並・吉岡地区は平成12年10月から現在まで111戸、土佐井地区は平成16年4月から145戸のご家庭が接続を完了されています。事業実施地域でまだ接続が完了されていないご家庭は、できるだけ早く町指定の「指定工事店」の施工で接続いただきますようお願いいたします。

●問い合わせ先
建設課 上下水道係 TEL 72-3159(内線192・198)

裁判所職員採用試験のお知らせ
2019年度裁判所職員採用一般職試験
(裁判所事務官、高卒者区分)

■申込受付期間
インターネット 7月9日(火)10:00～18日(木) 受信有効
郵送 7月9日(火)～12日(金)消印有効
■第1次試験日 9月8日(日)

※受験資格などの詳細は、最寄りの裁判所で配布している受験案内、または裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>)でご確認ください。

●申し込み・問い合わせ先
福岡地方裁判所事務局人事課任用係
TEL 092-781-3141
〒810-8653 福岡市中央区城内1番1号

町営住宅入居者募集について

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。入居を希望される方は期限内に住民課にお申し込みください。

団地名・場所	緒方団地(上毛町大字緒方387番地1)
募集戸数	1戸
家賃	所定の算出方式による
入居予定日	9月1日(日)

- 入居者の決定方法 選考または抽選
- 申込受付期間 7月16日(火)～31日(水)8:30～17:15(土・日を除く)
- 入居者資格 (上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)
 1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
 2. 収入月額が158,000円以下であること。
※収入月額とは同居しようとする世帯全員の所得合計額から扶養家族の諸控除を差引き後の金額の12分の1です。
 3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
 4. 国税、地方税などを滞納していない者であること。
 5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
(同居または同居しようとする親族も含む)
- 申し込み・問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142)

「COOL CHOICE」に取り組みましょう

「COOL CHOICE」とは、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」。

みんなが一丸となって温暖化防止に資する選択を行ってもらうため、統一ロゴマークを設定し、政府・産業界・労働界・自治体・NPOなどが連携して、広く国民に呼びかけています。

夏季期間においては、7月1日(月)から9月30日(月)の平日の9時～20時(特に電力需要が最も高くなる13時～17時)について、エアコンの温度調整や待機電力の削減、不要な照明を消すなど、無理のない範囲にてご協力をお願いします。

役場庁舎などの公共施設においても、クールビズやエアコンの温度調整などを実施していますので、ご理解とご協力をお願いします。

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

赤十字募金へのご協力ありがとうございました

日本赤十字社では毎年5月を「赤十字運動月間」としており、町内自治会を通じて各ご家庭に活動資金へのご協力をお願いしました。本年も町民の皆様の温かいご支援により、多くの資金が寄せられましたのでご報告します。

活動資金総額
1,090,272円(窓口分を含みます)

日本赤十字社が行う災害救護や国際活動など様々な人道的活動は、皆様から寄せられる活動資金によって支えられています。

●問い合わせ先
子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線221)

児童の虫歯予防処置「シーラント」のお知らせ

初めての永久歯(6才臼歯)を虫歯から守るため、虫歯になりやすい奥歯の溝を薄いプラスチックの膜で覆う「シーラント」を行います。希望される方はお申し込みください。

- 日 時 7月27日(土)13:30～15:00
※1人につき10分程度(予約制)
※当日は歯みがきをしてきてください。
- 場 所 げんきの杜 保健指導室
- 対 象 者 6才臼歯が生えている小学生で、シーラントを4本完了していない児童
- 費 用 無料
- 締め切り 7月22日(月)
- 申し込み・問い合わせ先
子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線224)

7月は「社会を明るくする運動」月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

次代を担う青少年を非行から守り、非行に陥った青少年の立ち直りを助けるため、地域に理解と協力の輪を広げましょう。

豊築地区では下記の日程で「第69回社会を明るくする運動推進大会」を開催します。多くの方の参加をお願いします。

- 日 時 7月24日(水)9:30～
- 会 場 豊前市市民会館
- 内 容 講演 「少年院と面接法」
講師 北九州医療刑務所 統括矯正処遇官 田中 新一 氏
- 主 唱 法務省
- 共 催 豊築保護区保護司会